

亀山市公告第 8 1 号

狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 7 項の規定による通知があったので、同条第 8 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 0 月 4 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 抑留した犬の種類等

種 類	毛 色	性 別	体 格	年 齢	そ の 他
紀州犬	白	雄	中	9 1 日以上	首輪なし

2 抑留した日

平成 2 8 年 9 月 3 0 日

3 抑留した場所

亀山市加太中在家

4 抑留期限

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日

5 連絡先

亀山市環境産業部環境保全室（電話 0 5 9 5 - 8 2 - 8 0 8 1 ）

三重県鈴鹿保健所衛生指導課（電話 0 5 9 - 3 8 2 - 8 6 7 4 ）